

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告 示**
- 生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件 三五三
 - 生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件 三五三
 - 大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件 三五三
 - 大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件 三五三
 - 保安林の指定をする予定である旨通知があった件四件 三五四
 - 保安林の指定実施要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件三件 三五五
 - 道路の区域を変更するため当該通知の内容を掲示した件三件 三五五
 - 道路の供用を開始する件二件 三五七
- 公 告**
- 一般競争入札を行う件二件 三五七
 - 随意契約の相手方を決定した件 三六〇

告 示

福島県告示第五百八十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和三年八月二十七日

福島県知事 内堀 雅 雄

名	称	所 在 地	指 定 年 月 日
---	---	-------	-----------

福島県告示第五百八十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。

令和三年八月二十七日

福島県知事 内堀 雅 雄

吉田医院	白河市年貢町二	平成二九年七月一日
スマイル薬局 小高店	南相馬市小高区上町二二三九一一	令和三年七月一日

(社会福祉課)

福島県告示第五百八十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を令和三年八月二十七日から同年十二月二十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まわづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び本宮市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

令和三年八月二十七日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）クスのアオキ本宮岩根店 福島県本宮市岩根字北原田六七番一ほか
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名

名	称	所 在 地	廃 止 年 月 日
神田歯科医院		会津若松市宮町二一一	令和三年六月二八日
吉田外科医院		白河市年貢町二	平成二九年六月三〇日

(社会福祉課)

- 称及び住所並びに代表者の氏名
- 1 大規模小売店舗を設置する者
 名称 株式会社クスリのアオキ
 代表者の氏名 代表取締役 青木 宏憲
 住所 石川県白山市松本町二五二番地
 大規模小売店舗において小売業を行う者
 名称 株式会社クスリのアオキ
 代表者の氏名 代表取締役 青木 宏憲
 住所 石川県白山市松本町二五二番地
 大規模小売店舗の新設をする日
 令和四年四月五日
 - 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 千三百四十二平方メートル
 - 五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 1 駐車場の位置及び収容台数
 (一) 位置 別紙図面のとおり
 (二) 収容台数 五十一台
 - 2 駐輪場の位置及び収容台数
 (一) 位置 別紙図面のとおり
 (二) 収容台数 四十一台
 - 3 荷さばき施設的位置及び面積
 (一) 位置 別紙図面のとおり
 (二) 面積 百四十八平方メートル
 - 4 廃棄物等の保管施設的位置及び容量
 (一) 位置 別紙図面のとおり
 (二) 容量 六・三二立方メートル
 - 六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 (一) 開店時刻 午前九時
 (二) 閉店時刻 午前〇時
 - 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 午前八時三十分から午前〇時三十分まで
 - 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 (一) 数 二箇所
 (二) 位置 別紙図面のとおり
 - 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 午前六時から午後十時まで
 - 七 届出年月日
 令和三年八月四日

(「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百八十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により第五条第一項の新設の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和三年八月二十七日から同年九月二十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。
 令和三年八月二十七日

福島県知事 内堀 雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)クスリのアオキ東年貢店 福島県会津若松市東年貢一丁目一番

二 法第八条第一項の規定により会津若松市から聴取した意見の概要

1 騒音

騒音規制法、振動規制法及び福島県生活環境の保全等に関する条例に該当する特定施設及び指定施設を設置する場合は遅滞なく法令等で定める届出をすること。

騒音及び振動に十分注意して営業にあたり、騒音及び振動に係る苦情が発生した場合は真摯に対応すること。

2 交通誘導方法・経路

関係機関との協議を継続しながら万全の対策を実施し、最大限の交通安全への配慮や交通渋滞等への解消に積極的に努めること。

3 その他

右記以外の周辺地域の生活環境保全に関する苦情や要望等の問題が発生した場合には、速やかに誠意ある対応を行うこと。

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要

意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百九十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。
 令和三年八月二十七日

福島県知事 内堀 雅雄

一 保安林予定森林の所在場所

二本松市木幡字仲之内七九八、七九九

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることができ立木は、二本松市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び二本松市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第五百九十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和三年八月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

一 保安林予定森林の所在場所

白河市大信上新城字大久保一の一

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることができ立木は、白河市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び白河市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第五百九十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和三年八月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

一 保安林予定森林の所在場所

東白川郡矢祭町大字大拱字西山一の一、字町六五の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることができ立木は、矢祭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び矢祭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第五百九十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和三年八月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

一 保安林予定森林の所在場所

田村郡小野町大字和名田字下落合一四四、一四五の三、一四五の四

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることができ立木は、小野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び小野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第五百九十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方

のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を二本松市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和三年八月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

一 所在の不明な者の氏名
安齋壽美子

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和三年農林水産省告示第千四百四十一号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第五百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を二本松市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和三年八月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

一 所在の不明な者の氏名
小林紀

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和三年農林水産省告示第千四百四十三号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第五百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を二本松市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和三年八月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

一 所在の不明な者の氏名
片倉松藏

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和三年農林水産省告示第千四百四十四号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第五百九十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所で令和三年八月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和三年八月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区間	変更前の 変更後の 別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
一般国道 二八八号	田村郡三春町大字貝山 字岩田二一番一地先か ら	変更前 変更後	一五・四 七一・二	一〇八・一
	同 郡同 町大字貝山 字岩田三八一番一地先 まで	変更後	一五・四 四三・〇	一〇八・一

（道路計画課）

福島県告示第五百九十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で令和三年八月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和三年八月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区間	変更前 変更後	敷地の幅員	延長

公 告

路 線 名	県道郡山矢吹線
供 用 開 始 の 区 間	須賀川市矢沢字田中四六番地先か ら 同 市 矢 沢 字 田 中 四 七 番 地 先 ま で
供 用 開 始 の 期 日	令和三年八月二十七日

(道路計画課)

福島県知事 内堀雅雄

福島県告示第五百九十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で令和三年八月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。
令和三年八月二十七日

(道路計画課)

の 別	変更前	変更後
(メートル)	一一・五 二六・七	一一・五 三〇・〇
(メートル)	七一一・〇	七一一・〇

公告第167号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第274条の3第1項の規定により公告する。

令和3年8月27日

福島県知事 内堀雅雄

- 入札に付する事項
 - 調達をする物品等の名称及び数量 道路パトロール車(SUV, 4WD) 7台
 - 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
 - 納入期限 令和4年3月21日(月)
 - 納入場所 福島県会津若松建設事務所ほか計7か所
- 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

 - 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
 - 福島県の物品購入(修繕)競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は開札時まで福島県の物品購入(修繕)競争入札参加資格を取得している者であること。
 - 物品購入(修繕)一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
 - この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入(修繕)一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和3年9月21日

(火) 午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、令和3年9月21日(火)午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7563

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和3年8月27日(金)から同年9月21日(火)まで(土曜日、日曜日及び同月20日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大ききの用紙21枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和3年9月6日(月)午後5時までに必着で請求すること。

(2) 入札説明会の日時及び場所 令和3年9月6日(月)午前11時 福島県出納局入札用度課

(3) 入札及び開札の日時及び場所 令和3年10月15日(金)午前11時 福島県出納局入札用度課 (郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月14日(木)午後5時までに必着のこと。)

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に關する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会(福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成8年福島県告示第320号)第1条に規定する委員会をいう。)から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Road patrol vehicle (SUV,4WD) 7 units

(2) Time-limit of tender (by hand): 11:00 a.m., 15 October 2021

(3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 14 October 2021

(4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7563

(入札用度課)

公告第168号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和3年8月27日

福島県知事 内堀雅雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 高分解能ガスクロマトグラフ質量分析装置システム 一式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和4年3月25日（金）
- (4) 納入場所 福島県環境創造センター（福島県田村郡三春町深作10番2号）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和3年9月24日（金）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、令和3年9月24日（金）午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7563

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和3年8月27日（金）から同年9月24日（金）まで（土曜日及び日曜日並びに同月20日及び同月23日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙16枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和3年9月6日（月）午後5時までに必着で請求すること。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 令和3年9月6日（月）午後2時 福島県出納局入札用度課
- (3) 入札及び開札の日時及び場所 令和3年10月12日（火）午前11時 福島県出納局入札用度課（郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月11日（月）午後5時までに必着のこと。）

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合にはお

いては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

- 7 入札に参加を希望する者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に
関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 8 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示
す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 9 その他
 - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分
の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その
端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係
る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110
分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を
行った者を落札者とする。
 - (4) 契約書作成の要否 要
 - (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦
情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320
号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の
執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
 - (6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Highly Advanced
Dioxins/POPs Analysis System 1 set
- (2) Time-limit of tender (by hand): 11:00 a.m., 12 October 2021
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 11 October 2021
- (4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau,
Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima
960-8670 Japan TEL 024-521-7563

(入札用度課)

公告第169号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のと
おり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続
の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福
島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和3年8月27日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
ゲルマニウム半導体検出器及びデジタルシグナルアナライザ 4台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和3年8月3日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
ミリオンテクノロジーズ・キャンベラ株式会社 東京都台東区浅草橋四丁目19番8
号浅草橋ビル
- 5 随意契約に係る契約金額
42,746,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第11条第1項第2号該当

(入札用度課)